

第383回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年10月25日（月）午前10時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉
- 3 出席者 委 員：佐々木委員、板倉委員、山根委員、朝日田委員、灘本委員、寺田委員、井本委員、近廻委員、浜尾委員、永田委員
鳥取県：國米水産振興局長、松田水産課調整係長、志村境港水産事務所係長
事務局：細本事務局長、山本次長、永島主事、吉村主事、足立主事

4 議事

- (1) 県外船に対する鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業の許可取扱方針について（諮問）
- (2) 漁業の許可又は起業の認可に係わる公示について（諮問）
- (3) キジハタ漁獲サイズ規制の委員会指示について（報告）
- (4) 鳥取県の漁業調整案件について（報告）

5 議事の経過及び結果

事務局が開会を宣言し、板倉会長の挨拶の後、議事に入った。議事録署名委員は会長より浜尾委員と永田委員に指名された。

議事1 県外船に対する鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業の許可取扱方針について （諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

吉村主事が資料1に基づき説明した。

〔板倉会長〕 どうもありがとうございました。県外船のいかつり漁業の許可に係る取扱方針ということでしたが、先ほどの説明について何かご質問ありますでしょうか。

ないようでしたら、境港の県外船の入港状況というのはどんなものでしょうか。今、県外船は多いですかね。

〔吉村主事〕 令和3年の漁期で言いますと、許可をした141隻については、ほぼ全部境港を陸揚げ港に指定しています。これらの船がすべて境港に入るかというところではないのですが、近隣の県の船がたくさん入っているという話は聞いています。

〔志村係長〕 最近の状況ですけれども、北海道から大和堆の方で漁場が形成されなくて、この辺

りで漁場ができているということがあって、本県が許可を与えている枠が多い北海道、青森、長崎の船がこのあたりで操業してまして、境港に入港しているという状況です。

〔板倉会長〕 小型の船はあんまりですけど、底びき船でもそこそこスルメイカが入るみたいで境港に水揚げしているようです。他に質問はありますでしょうか。

ないようでしたら、事務局の案に同意ということでよろしいでしょうか。

〔全委員〕 異議なし。

〔板倉会長〕 1 題目については、事務局の案に同意ということで答申させていただきたいと思えます。

議事 2 漁業の許可又は起業の認可に係わる公示について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

吉村主事が資料 2 に基づき説明した。

〔板倉会長〕 どうもありがとうございます。この説明について、ご質問ありませんか。許可枠と申請期間を公示するというのでいいですか。

〔吉村主事〕 はい。

〔板倉会長〕 その他ありませんか。

〔國米局長〕 9 ページで長崎県の許可申請中というのがあるのですが、どういうことですか。

〔吉村主事〕 許可有効期間が 11 月から来年のこの時期ぐらいになりますが、今、申請中というのは、11 月からの漁期に対する申請をしているところなので今許可隻数、実績というのがまだ出てきてないです。ただ、10 隻ぐらい今申請をしているところなので、10 隻ぐらいで許可をもらえるのかなというところですが、確定できていないのでこういう形で示しております。

〔板倉会長〕 ほか、よろしいでしょうか。

境港のなまこは結構な相場で。商売になっていますか。網代は 300 円/kg くらいですけども。

〔佐々木委員〕 だいぶ潜りさんがいい感じですね。

〔吉村主事〕 境港の単価が 1,099 円/kg となっています。一方で、網代の単価が 375 円/kg とかなり差があります。

〔志村係長〕 境港の仲買さんの方で、商社さんと組まれてルートができていることが大きいと思います。

〔板倉会長〕 クロナマコですか。

〔志村係長〕 クロナマコもアカナマコ採れています。境港の場合ですね、一文字防波堤などの岸壁も多くて漁場面積が広く漁場にも恵まれているという状況ですね。

〔板倉会長〕 他に質問はありますでしょうか。

なければ、諮問については、事務局の案で承認ということでよろしいでしょうか。

〔全委員〕異議なし。

〔板倉会長〕それでは承認ということで答申します。

議事3 キジハタ漁獲サイズ規制の委員会指示について（報告）

松田係長が資料3に基づき説明した。

〔板倉会長〕どうもありがとうございました。パブリックコメントは必要ですか。

〔松田係長〕各課の考え方次第というようなところも聞いておりますが、一般の方にも広く規制がかかるというところなので、他県の場合は結構してるようなので、した方が良いのではないかと考えております。

〔板倉会長〕分かりました。皆さんご意見等ありましたら、いいでしょうか。パブリックコメントを募って、次回委員会指示について協議をするということで。

議事4 鳥取県の漁業調整案件について（報告）

〔板倉会長〕4番目の鳥取県の調整案件ということで報告をお願いします。

〔永島主事〕はい。議題4の鳥取県の漁業調整案件について説明します。漁業者による漁業関係法令、またはその他の違反の疑いがあった事例について説明させていただきます。今回四つの事例について報告します。

まず一つ目の事例ですが、小型底びき網漁業のえびけたで、桁棒の長さの制限違反があったことについて報告させていただきます。

詳しい内容ですが、6月13日に美保湾沖で鳥取県船1隻が、鳥取県漁業調整規則では10m以下にしなければならないところ、それに違反して17mの桁棒を使用して小型機船底びき網漁業を操業していたところ海上保安部に指摘されたということです。

鳥取県の対応としましては、鳥取県漁業関係法令違反に対する処分方針というのがあり、それに基づき、2日間の停泊処分としました。

続いての事例ですが、県外いかつり漁船が許可の条件違反、これは灯火制限違反していたのではないかとという事例です。内容ですが、9月9日に美保湾沖で操業していた県外いかつりの船1隻が、県外船は18灯までしか鳥取県沖では点灯できないところ、それに違反し、18灯以上使用しているのではないかと漁業取締船はやぶさの方に相談がありました。

相談があったその日の午後5時頃はやぶさが美保湾沖で巡視を行い、操業する船舶を確認しましたが、当日は特に違反がなかったため、海上でその船に対して灯火制限について守るようにと注意喚起しております。その後、特に違反するようなことはない聞いております。

三つ目の事例ですが、広域漁業調整委員会指示の違反の疑い。これはクロマグロを遊漁者が採捕してはならないという委員会指示を出しており、それに違反した疑いです。

9月14日、鳥取県で登録する遊漁船業者の乗客がクロマグロを釣っているのではないかと一般県民の方から県に相談がありました。遊漁船業者なので乗客がこういうのを釣りました

と SNS に掲載しているのを県民の方が発見して、報告されたということです。

鳥取県の対応としては、当該遊漁船業者に対して、クロマグロを採捕してはいけないという委員会指示が出ていますと、県の方から改めて説明し、協力を依頼しました。採捕した方に聞いたところ、マグロではなくカツオと思っていたとのことであったため、遊漁船業者には、クロマグロとカツオと判別が難しい魚についても放流するようにお願いをしております。

四つ目の事例ですが、刺網の三重網で許可の条件違反、操業時間違反の疑いがあったというものです。9月26日の朝の6時45分から8時前まで操業があったと。

刺網の許可の条件ですが、操業時間が定められており、日没から日の出まで操業可能です。要は太陽が沈んでいる間に操業できるということですが、網代沖の人工礁付近で日の出後約2時間近く操業していたということで通報がありました。

鳥取県の対応としては、漁業取締船はやぶさ職員が、当該船に対して違反操業を行わないように指導を行っております。また当該船が所属する漁業部会でも、三重網で日の出後は操業をしないということが徹底されたということです。

以上四つの事例について紹介させていただきました。こちらからの説明は以上です。

〔板倉会長〕ありがとうございました。皆さんの方で何かご質問がありましたら。

この桁棒の長さのことはいつだかも調整規則の長さを変えて欲しいというのがありましたね。
〔永島主事〕はい。調整規則改正の状況についてどうかと質問がありましたが、あまり進展はない状況です。

〔板倉会長〕頑張ってもらいたいと思います。

6 その他

〔永島主事〕次回の委員会の開催時期ですけれども、来年の2月ごろを予定しておりますので、よろしく申し上げます。また、調整については後日しますのでよろしく申し上げます。

7 閉 会

〔事務局〕これで、本日の委員会終了をさせていただきます。ありがとうございました。

令和3年10月25日

議長会長

署名委員

署名委員